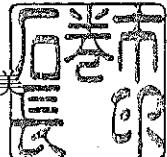


石総第45号  
令和3年6月1日

石巻市監査委員 堀内 賢市 殿  
石巻市監査委員 清水 俊雄 殿  
石巻市監査委員 渡辺 拓朗 殿

石巻市長 齋藤 正美



#### 例月現金出納検査結果に係る措置について（報告）

令和3年5月13日付け2石監第1号で指摘された事項について、次のとおり措置を講じたので報告します。

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p><u>指摘対象部局：建設部（下水道管理課）</u></p> <p>1 指摘事項 下水道使用料に係る経理と債権管理について</p> <p>2 指摘内容</p> <p>本来、総勘定元帳の令和3年1月末と令和3年2月初の各勘定の残高は合致するが、令和3年2月初の営業未収金（未収下水道使用料）、営業収益（下水道使用料）及び仮受消費税の残高が、1月末の当該各勘定の残高よりそれぞれ615,721円、559,749円、55,972円多い。</p> <p>下水道使用開始届前の未届期間の下水道の使用が判明した場合は、その時点で未届期間分の下水道使用料を調定し、必要な経理や収納手続を要するが、適時に経理せず、未届期間分の下水道使用料の収納を待って、本来、経理をすべきであった時期（具体的には令和2年7月13</p>	<p>下水道使用開始届提出前の未届期間に下水道の使用が判明した場合は、その時点での該使用料を調定し、必要な収納手続きを行うところですが、指摘のとおり、未届期間分の使用料の収納を待ち、遡及して調定処理を行ったため、1月末と2月初との営業未収金、営業収益等の残高に乖離が生じたものであります。</p> <p>今後は下水道を使用しようとする者等に対し、適切な時期に使用開始届を提出させるよう事務の見直しを行うとともに、使用開始届提出前の使用が判明した場合には、ただちに調定処理を行ったうえで必要な収納手続きを行うように改め、適切な債権管理に努めてまいります。</p>



日、9月16日、10月13日及び12月2日)に遡及して処理したため、上記の乖離が生じたものである。

また、このような処理は、収納がなければ経理しないことになり、下水道使用料に係る未収金や収益が計算書類に正確に反映されないことになる。

上記の処理は、正規の簿記の原則(地方公営企業法施行令第9条第2項)に反し、また、債権管理上も不適当である。

今後は、適切な時期に経理し、いたずらに遡及しないこと。

また、計算書類に未計上の未収下水道使用料を直ちに計上するとともに、適切に債権管理すること。